

職員の勤務労働条件について（本交渉）

令和4年5月20日（金）

局 側：環境局長他

組合側：大阪市従業員労働組合環境事業支部 支部長他

（局 側）

ただいまから、大阪市従業員労働組合環境事業支部から自治労現業統一闘争に関する要求について、申し入れをお受けする。

（組合側）

本日の、「自治労現業統一闘争に関する要求」の申し入れに先立ち、一言申しあげる。自治労は、長年の退職不補充や任用替えなど、合理化の矢面に立たされてきた現業・公企職場の最重要課題は人員確保であることから、春闘段階から年間を通じた取り組みを進めるとして、2018 現業・公企統一闘争より、第1次、第2次の取り組みゾーンを設定して闘いの強化を図ってきた。その経過をふまえ、2022 現業・公企統一闘争においても、産別統一闘争と位置づけ、「自治体現場力の回復による質の高い公共サービスの確立」を基本的な目標に掲げ、「職の確立」を基本とする「新たな技能職」への取り組みと「質の高い公共サービス」の提供に必要な人員確保や賃金・労働条件の改善をめざすため、個別の具体取り組み指標を設定し、全国で闘争体制の強化を図ることとしている。市従本部は、自治労に結集する立場から、5月12日に要求書を市側に提出し、基礎自治体である大阪市として、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するよう強く要請したところである。近年、全国各地で大規模自然災害が頻発する中、大阪市においては、「大阪市地域防災計画」において、「自助・共助」の取り組みを強化するとともに、広域・甚大な災害に対する行政・市民の災害対応能力の向上をめざした対策の推進を図るとし、さらに、2018年度より、これまでの3年間の集中取り組み期間を踏まえ、2024年度までを取り組み期間とする「大阪市地域防災アクションプラン」に基づき、62のアクションを設定し、防災・減災対策を推進するとしている。しかしながら、「市政改革プラン3.1」では、今後の災害時対応や市民サービス維持への影響を危惧しつつも、直営業務を精査し技能職員を削減するとの考えを示している。その一方で、採用については、今後の災害時対応や市民サービス維持への影響と高齢化等の課題を踏まえ採用のあり方について、検討を行うとの考えも明らかにしている。こうした中、環境局においては、2020年度より新たな取り組みとして「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン2.0」を策定し、事業の継続を確保しつつ、市民サービスの向上をめざし、官民役割分担の明確化、環境事業センターの統廃合などを打ち出している。私たちとしても、「改革プラン」の達成は、「組合員の雇用の確保と生活と権利を守る」との考えのもと、これまでも市民サービスの向上に向け、使命感をもって業務を遂行してきたが、ふれあい収集や地域のニーズに対応する業務を踏まえ、「直営」で培った経験とノウハウがなければこれらの成果は実現できなかったものとする。また、一昨年の南

九州豪雨のように近年は毎年各地で自然災害が発生し、その度に私たちは被災地に駆けつけ、支援のために収集作業を行っているが、この間の災害派遣においては、「直営」で培った経験とノウハウを活かし、「直営」の強みを、最大限発揮したからこそ、迅速な対応に繋がったと認識している。このように復旧・復興支援等にかかわっては、あらためて「直営」による収集・処理体制の確保が必要不可欠であり、これらのことは、全国的にも再認識されている。さらに、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない中、清掃事業は1日もゆるがせにできない重要な業務であることから、組合員は罹患・濃厚接触者となる中でも職場努力のもと強い使命感を持ちながら、市民生活に支障をきたすことのないよう「事業継続計画（感染症対策）」に基づき、職務を遂行している。これは、ひとえに組合員一人ひとりが、環境局職員としての自覚と、市民生活を守るという強い使命感を持って、日々業務に精励しているからこそなし得るものであると考えている。そうしたことから、私たちは、これらの取り組みが、市民が安心して暮らせるまちづくりに向け、基礎自治体としての公的役割と責務を果たす取り組みであると考え、今後の高齢社会に対応したふれあい収集の充実や災害対策など、公共関与が必要な事業においては「直営体制」を基本とし、既存の経験とノウハウを継承し、より質の高い公共サービスを提供していくためにも、2年間に亘って実施された緊急雇用対策としての臨時の採用ではなく、技能職員の採用凍結を解除し、継続的な採用を強く求める。また、私たちはこれまでから、環境問題や廃棄物処理事業は、机上の論理だけでは律しきれない事柄であるとして、「効率化」や「コスト論」のみを優先する対策ではなく、市民生活・環境を守ることを第一に考え、労働組合が自ら政策提言を行い、きめの細かい作業を実施すべく、行政の協力や理解のもとで、定曜日・定時収集の実施や、全国に先駆けて取り組んだふれあい収集やふれあい安心パトロールの遂行とともに、災害時における応援や即応体制について、市民の安心・安全を支える自治体労働者として様々な取り組みを実践してきたところである。さらに、これまでの交渉の中でも、市民の立場に立って見直すべき点は見直しつつ、課題解決に向け取り組みを進めることを申しあげてきた。また、カラスによる普通ごみの散乱被害が増加し、市民からも午前中に普通ごみを収集してほしいとの要望が多く寄せられる状況などを受け、昨年7月からは、午前収集拡大のための時差勤務の導入にも協力してきた。これはまさに、私たちが時勢に応じた市民ニーズに応じていくという姿勢の表れに他ならない。「大阪市労使関係に関する条例」で労働組合と交渉の対象とすることができない事項として、いわゆる管理運営事項の内容が記載されているが、管理運営事項であっても、将来、勤務労働条件に関わることは、早期に明らかにするとともに、引き続き当局として、行政責任を回避することなく、職場に混乱をきたさないためにも、労働組合に対し、誠意をもって十分な労使協議を尽くされるよう改めて要請する。また、定年延長及び高齢者雇用制度のあり方については、技能職員の業務実態を十分に踏まえ65歳まで安心して働き続けられるよう十分な労使協議を尽くされるよう要請する。一方、環境施設組合は、地方自治法にもとづく特別地方公共団体であることは承知しているが、大阪市における廃棄物の処理に関して、基礎自治体としての責任をもった上で、環境施設組合と密接な連携を図り対応されるよう求める。労働安全衛生面については、職員の平均年齢が上昇する中、働きやすい環境を整えることは必要不可欠であり、作業実態に合った作業被服等

の改善や必要な貸与枚数の確保を求める。また、局として、災害発災時に対応しうる被服及び安全靴等の備蓄について計画的に行うことを合わせて求める。当局においては、私たちの要求に対し、誠意を持って回答されるよう求めておくとともに、引き続き環境問題や廃棄物行政の政策の前進に向けての努力や、適切な労働条件の確保に向けた最大限の努力、そして、使用者責任を回避することのない誠意を持った対応を求める。それでは具体の要求につきまして、書記長から申し入れさせていただく。

《要求書手交》

(局 側)

ただいま、支部長から「自治労現業統一闘争に関する要求」を受けたところであり、各要求項目の具体的な回答については、内容を精査のうえ、後日の回答とし、私からは、現時点での当局の認識についてお示しする。

令和4年3月に市政改革プラン 3.0 の中間見直し版として策定した「市政改革プラン 3.1」においても、引き続き、柱の1つとして、効果的、効率的な行財政運営を掲げ、質の高い業務執行や施設・事業の適切なマネジメントとともに、人員マネジメントの推進、未利用地の有効活用等による効率的な行財政運営に取り組むこととしている。また、災害時対応など公の責務を果たすという観点を踏まえ、将来にわたって持続可能な業務執行体制の構築に向けて、最低限必要となる部門ごとの技能職員数を精査したうえで、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ、早急に歪な年齢構成を是正する必要があることから、今後の採用のあり方を検討することとしている。しかしながら、「今後の財政収支概算（粗い試算）[令和4年2月版]」によれば、2022年度に通常収支不足が一旦解消する見込みであるが、期間終盤では、高齢化の進展等に伴う扶助費の増等により、通常収支不足が生じる見込みとなっている。こうした状況の中、申し入れ内容に関しての現時点での認識について申し上げる。

当局では、この間、技能職員の退職者不補充の対応として、機材配置の見直しや民間事業者への業務委託を順次拡大してきたところであるが、令和2年3月に「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン 2.0」を策定し、引き続き、更なる高みをめざして、PDCA サイクルを回しながら、着実かつスピード感を持って、改革プランの精神である、更なる「経費の削減」と「市民サービスの向上」に向けて、継続的に取り組んでいる。具体的には経費の削減としては、資源ごみ・容器包装プラスチック収集の民間委託の拡大に加え、令和3年3月をもって北部環境事業センターを廃止して東北環境事業センターへ統合するとともに、令和3年度には、西部環境事業センターを統合対象とし、廃止する方針を決定したため、統合先の一つである南部環境事業センターでの大規模改修計画を踏まえながら統廃合を進めていく。また、作業遅延の解消に向けた取組も引き続き実施していく。市民サービスの向上としては、まず、公務上交通事故0件をめざした取組を推進するとともに、ふれあい収集等の福祉的サービスの充実、昨年7月からの普通ごみ等の午前収集拡大など、引き続き取組を進めていく。また、あらためて、他都市事例等も参考にしながら、さらなる

効率化と安定した事業運営が両立できる経営形態をめざし、計画当初と状況が変化したことを踏まえ、ごみ焼却処分事業との一体的運営手法も含め検討していくので、ご理解とご協力をよろしくお願いしたい。

次に、近年、全国各地で大規模自然災害が頻発していることについて、直近では、令和2年7月に発生した南九州豪雨災害において、当局から熊本県人吉市へ職員を派遣した。一連の災害支援業務では、労働組合の皆さんのご理解と職員の皆さんのご尽力によりこれまで培ってきたノウハウを最大限活用し、被災地の復興等に大きく寄与してきており、この場をお借りしお礼申しあげる。また、現在も収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症に関しては、これまで、感染症拡大を防止するため、時差勤務による通勤緩和やテレワーク等による在宅勤務など、本市においても出勤者数の抑制のため、ご協力いただきながら感染拡大防止の取組を進めてきた。しかしながら、当局事業は、市民の健康で快適な生活を維持するうえで欠かすことのできない非常に重要なものであり、まさに1日たりとも止めることができない事業である。こうした状況において、事業継続計画（感染症対策）に基づき、収集体制を維持し、事業を実施できていることは、各業務に従事している職員の日々の努力と、これまでの日常業務で積み上げてきた高い意識と自覚、職員の使命感と頑張りによるものが大きいと考えている。改めて感謝の意を表するとともに、このような高い意識を共有できれば、「改革プラン2.0」の成果が得られると確信している。今後も取組を進めるにあたり、職員の勤務労働条件に係る事項については、貴支部と協議を行いたいと考えているので、よろしくお願いする。最後に、労働安全衛生管理についてであるが、職務に従事するうえで職員の安全を守ることは、円滑な業務の推進に寄与するものであり、公務災害の未然・再発防止の観点から災害状況の把握や原因究明は非常に重要である。令和3・4年度は、緊急雇用として15年ぶりに技能職員の新規採用を行ったが、技能職員の平均年齢は概ね54歳となっており、高年齢化が非常に進んでいる。今回の採用は2か年限りの措置であるものの、この間の新規採用者に対する業務の指導へのご協力を改めてお願いする。労働災害の未然防止等に向けた取組として、また、ワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、一昨年の労働基準法改正の趣旨を踏まえ、計画的な休暇取得などを更に進めていく必要があると考えている。また、職員の安全を確保するため、作業服等の改善や災害時の備蓄の確保についても継続して検討してまいりたい。

（組合側）

ただいま環境局長から、現時点での取り巻く状況や考え方などについて、認識が示された。都市行政にとって、環境対策や廃棄物行政は重要な事業であり、市民の生活と環境を守るうえで欠くことのできない事業である。私たちとしても、取り巻く状況に適切に対応しつつ、引き続き、大阪市における環境保全・資源循環型廃棄物行政の確立に向けた取り組みを強めることとするが、当局においても、行政責任のもとに施策を積極的に推進されるとともに、職員の仕事に対するやりがいや、やる気を失わせないような、適切な処遇・労働環境の確保に努力を重ねられるよう、強く要請しておく。とりわけ、今後の組合員の身分にかかる内容や、それに伴う勤務労働条件に

については、早期に明らかにするとともに、改革プランの各取り組みの中で組合員の勤務労働条件に係わる事項等については、情報提供及び労使協議に尽くされるよう求めておく。最後に、本日の私たちの要求や要請に対して、主体性と誠意を持って対応・協議され、解決に向け努力されるよう求めて、2022 自治労現業統一闘争にかかる申し入れとする。

(局 側)

以上で、大阪市従業員労働組合環境事業支部からの自治労現業統一闘争に関する要求についての申し入れにかかる交渉を終了する。